

## 第2章

# ASEAN 諸国

1. タイ	49
<b>関税</b>	49
関税構造	49
<b>基準・認証制度</b>	50
鉄鋼製品の強制規格	50
<b>サービス貿易</b>	50
外資規制等	50
<b>知的財産</b>	52
模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題	52
2. ベトナム	53
<b>セーフガード</b>	53
鉄鋼半製品、棒鋼等に対するセーフガード措置及び反迂回調査	53
<b>基準・認証制度</b>	53
輸入自動車認証制度	53
<b>サービス貿易</b>	54
サイバーセキュリティ法	54
<b>知的財産</b>	55
模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題	55
3. インドネシア	56
<b>内国民待遇</b>	56
(1) 小売業に関するローカルコンテンツ要求	56
(2) 輸入時所得税前払い制度及び税率引き上げ措置	57
<b>数量制限</b>	57
(1) 輸入制限措置（米、塩、中古資本財）	57
(2) 輸入制限措置（鉄鋼製品に輸入者登録の義務づけ）	58
(3) 輸入制限措置（繊維、繊維製品）	58
(4) 丸太・製材等の輸出規制等	59
(5) 鉱物資源輸出規制及びローカルコンテンツ問題	59
(6) エアコンに対する輸入制限措置	61
<b>関税</b>	61
関税構造	61
<b>アンチ・ダンピング</b>	61
日本製冷延鋼板に対する AD 措置	62

セーフガード	63
カーペット及び敷物類に対するセーフガード措置	63
貿易関連投資措置	63
LTE 機器等に対するローカルコンテンツ要求	63
基準・認証制度	64
鉄鋼製品の強制規格	64
サービス貿易	64
(1) 外資規制等	64
(2) 貨物留保	66
知的財産	67
(1) 水際での損害差止め措置	67
(2) 日インドネシア EPA の履行問題	67
(3) インドネシア改正特許法	68
(4) 医薬品等の特許保護（既知の化合物の新規形態・用途）	68
(5) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題	69
4. マレーシア	69
内国民待遇	69
(1) 自動車に関する内国税の適用に関する問題及び AP 制度に基づく輸入制限問題	69
(2) 国産自動車部品の物品税免除制度	70
数量制限	70
(1) 丸太の輸出規制等	70
(2) 鋼板の輸入免除枠制度	70
関税	70
関税構造	70
基準・認証制度	71
鉄鋼製品の強制規格	71
サービス貿易	71
外資規制等	71
5. フィリピン	71
数量制限	71
未加工鉍石に対する輸出制限	72
関税	72
関税構造	72
セーフガード	73
自動車に対するセーフガード措置	73
サービス貿易	73
外資規制等	73
6. ミャンマー	76
サービス貿易	76
外資規制等	76

# 1. タイ

## 関税

### 関税構造

\*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

#### <措置の概要>

タイは、製造業の競争力強化等を目指した関税構造調整の一環で、実行税率の削減を実施している。2003年9月にタイ政府はゴム製品、繊維製品、鉄鋼製品、一般機械、電気機械など1,391品目の関税引き下げを閣議決定し、原則、完成品は10%、半完成品は5%、原材料は1%に引き下げられた。また、自動車のCKD（組み立て）部品も33%から30%に引き下げられることになった。

しかし、2019年時点の非農産品の単純平均実行税率は7.2%であり、特に衣料品（平均29.6%）、輸送機械（平均22.8%）等の高い譲許税率が存在する。個別品目としては、自動車（最高80%）、洗濯機・冷蔵庫（最高30%）等がある。また、2019年時点の非農産品の単純平均譲許税率は25.6%であった。譲許率については輸送機械の25.2%をはじめとして相対的に低く、非農産品の譲許率は71.4%にとどまっている。非譲許品目としては、自動車部品（実行税率最高30%）、自転車（実行税率最高30%）等がある。

#### <懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるというWTO協定の精神に照らし、上記のようなタリフピーク（第II部第5章1.(1)③参照）を解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許率が低いことや実行税率が譲許税率を下回って乖離していることは、WTO協定上問題はないが、

当局による恣意的な実行税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、非譲許品目が譲許されること、また、譲許税率が引き下げられることが望ましい。

#### <最近の動き>

IT製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012年5月からITA拡大交渉が開始され、2015年12月に妥結した。対象品目201品目の関税撤廃は2016年7月から順次開始、2019年7月時点では約90%の関税が撤廃され、2024年1月には、全201品目の関税が55メンバーについて完全に撤廃されることになる（詳細は、第II部第5章2.(2)ITA（情報技術協定）拡大交渉を参照）。タイについては、2016年7月から対象品目の関税撤廃を開始した。例えば、高関税品目としては、スタティックコンバーター（35%）、電気制御盤等の部分品（35%）、インクカートリッジ（30%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目について、段階的に関税が撤廃され、2023年に完全に撤廃されることになる。

また、2015年1月5日付財務省通達No.0518/Wor982において、MFN税率（タイの関税率表ではGeneral Rate (Section 12)）の大幅な変更が行われた。これはWTOウルグアイ・ラウンドでのコミットメント（2012年1月10日付）を実行に移したものの。同通達は2015年1月1日に遡って適用された。

これまでタイ政府は事前教示制度について関税分類のみ実施してきたが、2015年3月3日付（Notification 38/2558）で関税評価に、また同年3月11日付（Notification40/2558）で原産地判定に、それぞれ拡大した。申請日から30業務日以内に回答することが約束されている。判定書の有効期限は2年。2015年1月1日よりタイは後発開発途上国（LDC）に対し、LDC産の6,998品目を対象に関税免税・クォータ枠撤廃など市場アクセスを向上させた。

なお、2007年11月に日タイEPAが発効したことで、我が国から輸出する自動車部品（生産用部品）や鉄鋼製品等の関税が撤廃され、市場アクセスの改善が図られた。

新型コロナウイルスの影響では、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的に、以下の措置を行った。

- ① 関税定率法施行規則B.E.2530緊急令第12条（第3位）に基づくサージカルマスク及び汚染防止マスク並びにマスクの製造に使用される輸

入原材料の関税の一時的な引き下げ及び撤廃  
(2020年3月24日から2020年9月20日まで)

- ② 医療品及び医療機器（無菌注射薬及び、マスク、PPE セットなどの医療ツール等）の関税の一時的な撤廃（2020年3月26日から2020年9月30日まで）
- ③ 関税定率法施行規則（B. E. 2530 緊急令第12条（5号））に基づく機械関連分野への国内投資を奨励することを目的とした、当該分野に係る146品目の関税の一時的な撤廃（2020年4月14日から2020年12月31日まで）

## 基準・認証制度

### 鉄鋼製品の強制規格

#### <措置の概要>

1993年に導入された鉄鋼製品への強制規格に関し、タイ工業標準機関（TISI）は2016年8月、タイ工業規格（TIS）認証及び認証維持審査（輸入許可証取得）に係る規則を変更した。また、2017年3月には、形鋼の強制規格を改定したほか、電気亜鉛メッキ鋼板（EG）について強制規格を導入している。また、熱延鋼板及び冷延鋼板等についても強制規格が見直されており、今後も様々な鋼材への強制規格の改訂・新規導入を検討している。

#### <国際ルール上の問題>

TBT協定第2.2条において、「強制規格は、正当な目的が達成できないことによって生じる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない」としている。タイ工業標準機関（TISI）は、本強制規格制度の目的は、鋼材の品質向上を通じた消費者安全や健康確保であると主張しているが、これらの政策目的は、鉄鋼製品のような中間財への規制では達成することができず、むしろ最終製品の安全規制により達成されるべきものであると考えられる。したがって、本制度は、その政策目的に照らして過剰な規制である疑義があり、TBT協定第2.2条に違反する可能性がある。

#### <最近の動き>

本制度については、日タイ鉄鋼対話等の二国間協議において、中間財である鉄鋼製品に対し強制規格を導入することは、最終消費者保護の観点からは不要である旨、繰り返し指摘をしている。

現在新たに溶融亜鉛めっき鋼板類（GI）に対する強制規格（TIS50-2561）の導入の進められている。さらに、本強制規格の公表から実施までの期間が90日間と設定されているが、これは強制規格の公表と実施との間に適当な期間をおくことを規定するTBT協定第2.12条に違反する可能性があり、2020年2月に開催された日タイ鉄鋼対話においても改善の申し入れを行った（強制規格の公表と実施との間に適当な期間は、2001年11月のドーハ第4回WTO閣僚会議において、通常6か月以上であるとの解釈が合意されている）。

また、2020年7月には、鉄鋼製品を含む工業規格のマーク表示に係る工業大臣規定が公示され、マーク表示の際にライセンス及び工業品の電子情報が見えるようにする運用が公表された。また、併せて本規定は、2021年1月21日から施行される旨も公示された。さらに同年9月には、TISIによるセミナーにおいて、QRコードを製品に表示する運用が周知された。日本鉄鋼業界としては、施行日までにシステム改修等の対応が困難であることから、2020年12月に開催した日タイ鉄鋼対話等を活用し、タイ政府への申し入れを行った。結果、2021年1月5日に6か月の施行延期が公表された。

引き続き、本措置が貿易制限的な規制とならないよう運用状況を注視していく必要がある。

## サービス貿易

### 外資規制等

#### <措置の概要>

タイでは、外国人事業法（1999年改正、2000年3月施行）に基づき、規制業種を3種類43業種に分け、それらの業種への外国企業（資本の50%以上が外国人所有の法人）の参入を規制している。エンジニアリング業、各種小売業等ほとんどすべてのサービス業が含まれており、参入可能な業種は一定規模以上の貿易仲介や卸売・小売、建設業などに限られており、外国企業がタイでサービス業を行うことは非常に難しい状況に

ある。

タイにおける主な外資制限は<図表 I-2-1>のとおりである。

#### (米タイ友好経済関係条約におけるタイの外国人事業法の最恵国待遇免除)

米タイ両国は、1966年、友好経済関係条約を締結（ほぼ全てのサービス業が対象だが、通信、輸送、資産運用、銀行、土地・天然資源開発、国内農産物の国内輸送等の分野は除外。）。同条約では、米国企業は上記の外国人事業法の適用が免除され、商業登録の際にタイ企業と同基準の審査を受けるだけで良いとされており、米国以外の外国企業が外国人事業法に基づく審査を受ける必要があることと比較して優遇されている。タイは当該措置について GATS の約束表で MFN 義務免除措置として 10 年間の免除登録をしているが、MFN 義務の免除期間が終了しているにもかかわらず、引き続き優遇措置を受けている米国企業が見受けられる。

#### <国際ルール上の問題点>

米タイ友好経済関係条約におけるタイの外国人事業法の MFN 免除に関しては、MFN 義務は、多角的に貿易自由化を進める上で最も重要な原則の一つであり、義務免除措置はその原則からの例外的な逸脱であって、GATS 第 2 条 (MFN) の免除に関する付属書 6 でも、免除期間は原則 10 年を超えてはならないとされているところ、本免除は早期に撤廃されるべきである。また、同付属書 5 によれば、MFN 免除は当該免除に定める日に終了すると規定されているところ、本免除措置はタイの約束表上、継続期間は 10 年と明記されており（始期を 1995 年 1 月 1 日とすれば終期は 2004 年 12 月 31 日）、当該期間の経過により免除期間は終了していると解すべきである。よって本件措置は免除期間を過ぎており、米国企業が優遇措置を受ける場合は、GATS 第 2 条第 1 項違反の可能性が高いと考えられる。

今後、機会を捉えて、タイ政府が GATS 整合的な対応をとるよう、働きかけていく。

#### <最近の動き>

2007 年 4 月に署名、11 月に発効した日タイ EPA により、卸売・小売サービス、保守メンテナンスサービス、ロジスティックス・コンサルティング、広告サービス、ホテル・ロジキング・サービス、レストランサービス、海運代理店サービス、カーゴハンドリングサービスに

関し、タイは外資比率等を含めて約束を改善した。近年、飲食分野を中心に観光・小売の分野などでも我が国のサービス産業の進出も活発化してきており、我が国は、二国間政策対話や EPA のフォローアップ会合等で外資制限の緩和を促していく。

なお、外資系企業によるタイ人所有の会社を挟むことによる間接的な出資を契機に、2006 年から 2007 年にかけては、外資系企業に対する出資上規制の厳格運用と外資の参入規制する業種を見直すといった外国人事業法改正の問題が取り沙汰されていたが、その後同改正案は立法議会での採決で反対多数となり、取り下げられた。2016 年 7 月の閣議決定において、商業銀行業務に関連する事業、アセットマネジメント業、駐在員事務所の設立等が外国人事業法から除外することが承認され、2017 年 6 月に施行された「外国人が許可取得を不要とするサービス業の指定」により、外国法人の駐在員事務所が外国人事業法から除外された。我が国は、外資制限強化に関する法律改正の動向を注視し、在タイ日本大使館から懸念をタイ政府に伝達してきたが、今後とも、法改正の動向及び進出日系企業への影響について、注視が必要である。

<図表 I-2-1>タイにおける主な外資制限

分野	規制の概要
銀行	銀行分野については、外資出資比率及び外国人役員比率が 25%以下に制限される一方、中央銀行の承認があれば 49%までの外資保有及び 50%までの外国人役員比率の引き上げが可能。また、財務省の承認があれば、49%を超える外資保有も可能。外国銀行は、支店形態から子会社形態に移行した場合には、一定条件の下最大 20 支店を開設すること等が許可されており、これまでに外国銀行 2 行に現地法人設立のライセンスが付与された。
保険	保険分野については、外資出資比率及び外国人役員比率が 25%以下に制限される一方、保険当局の承認があれば 49%までの外資保有及び 50%までの外国人役員比率の引き上げが可能。また、財務省の承認があれば、49%を超える外資保有も可能。
電気通信	2001 年には通信会社の外資出資比率の上限を 49%から 25%に制限する「電気通信事業法」が施行されたが、GATS 上の約束である 2006 年の通信分野の自由化をうけて、2006 年 1 月に法改正が行われ、外資比率上限が 50%未満に緩和された。規制緩和実施の翌営業日に、シン・コーポレーションの株がシンガポールに売却されるなど、外資参入が行われたものの、本件売却によって議決権比率を通じた実質的な支配権が外資事業者に移ったため、タイ政府は外資規制を迂回したものと問題視しており、2006 年の外国人事業法改正作業（後述）の端緒ともなった。 2011 年、通信事業と放送事業を一元的に監督する国家放送通信委員会（NBTC）が発足した。2012 年、NBTC は、「外国人による事業支配」に該当する具体的事例を定める告示を施行した。同告示は、電気通信事業者に外国人による事業支配の状況を定期報告させることを義務付けている。
流通	外資参入が可能となるのは、小売業については最低資本金が 1 億バーツ以上で一店舗あたり最低資本金が 2,000 万バーツ以上となる場合、卸売業は最低資本金 1 億バーツ以上の場合。この条件を満たさない場合には、他業種と同様、外資の上限は 50%未満。なお、これとは別に規制業種として「飲食物販売業」が存在するため、スーパーマーケットのように食品を扱う小売への参入は、外資 50%未満の制限がかかることになる。

## 知的財産

### 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

#### <現状>

我が国関係機関の調査（※JETRO による「タイにおける模倣品流通実態調査」2020）によれば、模倣品・海賊版の多くが中国などのタイ国外から流入している。タイ知財局のウェブサイトによると、2019 年の税関差止件数は 1,006 件、警察の取り締まり件数は 3,870 件となっているが、引き続き市中では模倣品・海賊版が流通している。

このように知的財産権侵害が収束する兆しがみられない背景のひとつとして、侵害実態に対して不十分な取り締まり体制や、刑罰の低さなどが挙げられる。

#### <懸念点>

知的財産に関して新興国・途上国に共通する重大な問題のひとつは、模倣品・海賊版等の不正商品の製造・流通による知的財産権侵害が多数発生していることと、これらの知的財産権侵害を除去するための権利行使の実効性が十分に確保されていないことである。

知的財産に関する実体規定を整え、制度を創設・整備することだけでは、権利が十分に保護されることにはならない。権利の十分な保護のためには、権利取得の面では、権利を付与、登録する機関の事務が適切かつ効率的に運営されること、侵害行為に対する権利行使の面では、司法手続による救済措置、税関による国境措置、刑事上の取締・制裁等により、効果的かつ迅速に権利侵害に対処できることが不可欠である。

TRIPS 協定では、相当部分がこれらの権利行使に関する規定に充てられ（第 41 条～第 61 条）、加盟国に対して、効果的かつ迅速な措置を可能とするように国内法制

度を確保することを義務付けている（第41条）。また、日タイ EPA においても、知的財産の十分に効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保し、知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進するための措置をとることが義務づけられ（第122条）、また、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための適切な措置をとることも義務づけられている（第126条）。

このような規定に照らすと、効果的かつ迅速な権利行使が得られない場合には、これらの協定の義務に違反する可能性がある。

## 2. ベトナム

### セーフガード

#### 鉄鋼半製品、棒鋼等に対するセーフガード措置及び反迂回調査

鉄鋼半製品、棒鋼等に対するセーフガード措置（原SG措置）については、2017年版不正貿易報告書117頁参照。

反迂回調査については以下のとおり。

##### <措置の概要>

2018年7月26日、ベトナム商工省は、線材、鋼線に対する反迂回調査を開始する旨、官報で告示した。本調査の対象となる品目は、原SG措置の対象品目（ビレット、棒鋼・線材）の2次加工製品であり、これらの製品の輸入増加を理由とした調査を開始し、2019年5月、追加課税を決定し、線材、鋼線に対して、原SG措置と同率の10.9%の追加課税を開始した。

（課税期間は2019年5月28日～2020年3月21日）

2020年3月20日、ベトナム商工省が措置を3年延長する旨、官報で公示した。

##### <国際ルール上の問題点>

ベトナム政府は、「貿易救済措置の回避行為の防止

と称し、セーフガードを含む全貿易救済措置に適用できる反迂回措置を国内法で規定し、本反迂回調査を開始したようであるが、同国内法の制定も、本反迂回調査も、WTOには未通報の状態である。

セーフガード措置は、「権限のある当局が調査を行った後にのみ」可能（セーフガード協定第3条第1項）であるため、新規セーフガード措置であるなら、本調査単独でセーフガードの適用要件を充足することが必要である。また、原調査の調査対象品目の見直しであるなら、当該見直しを踏まえた対象品目全体でセーフガード適用要件の充足を確保すべく、調査の目的を明示するべきである。

同時に、本反迂回調査対象は、原SG措置では除外されているもの、ベトナムで生産実績のない（＝競争関係がない）産品も含まれており、国内産業への損害がなく、セーフガードの適用要件を充足していない（GATT第19条第1項(a)）。

##### <最近の動き>

我が国はベトナム政府に対し、上記国際ルール上の問題点についてセーフガード委員会や二国間で懸念を表明している。引き続き日本製品への影響の軽減に向け情報収集を行い、ベトナム政府に対して必要に応じた働きかけを行う。

### 基準・認証制度

#### 輸入自動車認証制度

##### <措置の概要>

ベトナム政府は、2017年10月17日、自動車の生産、組み立て、輸入及び保証・保守サービス事業に関する条件を定める政令116号（116/2017/ND-CP）を公布し、2018年1月1日に施行した。また、同年1月24日に政令116号の実施規則である通達3号（03/2018/TT-BGTVT）を公布し、3月1日に施行した。これらにより、ベトナムに輸入される自動車に対して、厳しい条件が課されることとなった。具体的には、自動車を輸入する際、「外国当局が発行する型式認可証を提出すること」や、「輸入ロット（1船）ごとに、ベトナム当局による車種別の排ガス検査・安全品質検査を受けること」が義務付けられている。

前者については、通常、型式認可証は、各国国内で使用される車両に対して、各国の安全基準や環境基準に基づき発行されるものであり、輸出車両向けに型式認可証を発行する仕組みは世界的にも例がない。そのため、「外国当局が発行する型式認可証」は、実質的に取得が困難であるという懸念がある。また、後者については、規定どおりの検査を行った場合、1回の輸入につき検査に時間がかかることが予想され、国内販売までの期間が長期化することが懸念されている。

### <国際ルール上の問題点>

#### ① 外国当局が発行する型式認可証の取得

ベトナム国内で使用される車両は、国産、輸入に関わらず、すべての車両について、「ベトナム当局が発行する型式認可証」を取得する必要がある。しかし、政令 116 号により、輸入車に対してのみ、追加で「外国当局が発行する型式認可証」を取得することが義務付けられた。更に、通常、外国当局が輸出車両向けに型式認可証を発行する仕組みは、世界的にもほとんど見当たらない。したがって、輸入車は、二重に型式認可証を取得しなければならず、また、実質的に取得が困難な型式認可証を求められていることから、国産車と比較して不利な状況となり、TBT 協定第 2.1 条に違反する可能性がある。また、ベトナム政府は、本制度の目的を消費者保護及び環境保護であると説明しているが、これらの目的は、ベトナム国内の安全基準や環境基準に適合させることで達成可能であると考えられるところ、輸入車に対してのみ、追加で外国当局の型式認可証の取得を求めることが、正当な目的達成のために必要な範囲と言えるか疑義があり、TBT 協定第 2.2 条に違反する可能性がある。

#### ② 輸入ロット（1 船）ごとの検査

ベトナム国内で使用される車両は、国内の排ガス基準や安全基準に適合する必要がある。これらの適合性については、従来、国産車、輸入車ともに、新車種のメーカーの品質保証の資料を提出することにより確認されていた。しかし、政令 116 号により、輸入車は、輸入ロット（1 船）ごとに、ベトナム当局による車種別の排ガス検査及び安全性検査を受けることが義務付けられた。一方で、国産車については、具体的な検査時期は不明であるものの、一度受けた検査結果は、36 か月間有効とされている。このことから、輸入車のみ検査頻度が大幅に多くなっており、国産車と比較

して不利な状況となる場合、TBT 協定第 5.1.1 条に違反する可能性がある。

### <最近の動き>

2017 年 10 月に政令 116 号が署名されて以降、在ベトナム日本政府大使館からの口上書の発出、WTO の TBT 委員会での日本政府からの懸念表明、経産大臣からベトナム商工大臣への懸念伝達などの対応を行ってきた。また、産業界からも、現地の商工会等を通じてベトナム政府担当者への働きかけを行っているところである。2018 年 1 月の施行以降、日本からのベトナム向け自動車の輸出が停止するなどの影響が出ており、2018 年 10 月からは運用によりベトナムへの輸出は再開できているものの、今後も企業のビジネスに大きな損害を与えるおそれがある。累次に渡る働きかけの結果、2019 年 11 月には、政令 116 号を改正する旨の TBT 通報がされ、2020 年政令 17 号として 2020 年 2 月に同改正が施行された。また、同年 2020 年 2 月には 2018 年通達 3 号を一部改正する通達 5 号 (05/2020/TT-BGTVT) が公布され、同年 4 月に施行された。これらの結果、外国当局が発行する型式認可証の取得の義務付けは廃止となり、ロットごとの検査も最長で 3 年に 1 回の検査と負担が軽減された。検査対象の車両の抽出方法等、運用面での懸念は残っており、今後とも注視が必要である。引き続き、必要に応じて、ハイレベルでの働きかけや二国間・多国間協議の場において、ベトナム政府に対し、本規制の撤廃・改善を求めていく。

## サービス貿易

### サイバーセキュリティ法

#### <国際ルール上の問題点>

法案には、外国企業が電気通信又はインターネットサービスを提供する際に、支店又は代表事務所をベトナム国内に設置し、ベトナムユーザー情報の国内管理を義務付ける規定が含まれている。

一般的に、外国企業は、ベトナム国外でデータを集約し管理していると推察され、これらの義務により、ベトナム国内への支店又は代表事務所の設置、データの国内保存に伴う追加的な負担が発生するケースが想定される。ベトナムは、GATS に基づき、コンピューター関連サービ

ス、電気通信サービスをはじめ、多くのサービス分野において、自由化又は一部自由化を約束している。

これらの分野において、外国事業者がベトナムの事業者よりも実質的に不利に扱われる場合は、GATS 第17条の内国民待遇義務に違反する可能性がある。

なお、サイバーセキュリティ法の施行に関する政府議定において、こうした義務の対象が限定されることとなったが、その運用には引き続き注視が必要である。

### <最近の動き>

我が国は、2017年10月のサービス貿易理事会において、米国と共同で本件を議題登録し、上記の問題点について懸念を表明。その後も2018年、2019年、2020年の全サービス貿易理事会において継続して懸念を表明している。今後も関連法令の策定動向につき引き続き注視するとともに、関係国と連携しつつ、外国企業が不利に扱われることのないよう求めていく。

## 知的財産

### 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

#### <現状>

我が国関係機関の調査（※JETRO「中越国境における中国からベトナムへの模倣品流通実態調査」2016）によれば、模倣品・海賊版の多くが中国から流入しているものの、税関での差止件数は数十から百件程度との報告がなされており、税関では不正商品のごく一部を差し止めているのみと考えられる。

加えて、他の調査（※JETRO「ベトナムにおける模倣品流通実態調査」2020）によると、電気製品・家電製品、衣服、バイク及び自動車部品を中心として、様々な市場で模倣品が見られるとの報告がある。

この点、ベトナムは、密輸・模倣品・不正売買防止を指導する国家委員会（389 指導委員会）という政府横断組織を有しており、模倣品・海賊版の摘発の強化等が近年見られる一方、広範な製品についての模倣品・海賊版が、依然として市場に出回っている状況にあるとの報告もされている（ICC BASCAP「PROMOTING AND PROTECTING INTELLECTUAL PROPERTY

IN VIETNAM」（2019年5月））。

さらに、他の調査（出版広報センター海賊版対策ワーキンググループ「ベトナムを発信源とする海賊版サイトの伸長に関して」2020年10月）によると、海賊版サイトにおいて漫画の著作権侵害が広く行われているところ、アクセス数上位10サイトのうち5サイトのIPアドレスがベトナムであるとの報告がされている。

このように知的財産権侵害が収束する兆しがみられない背景のひとつとしては、侵害実態に対して不十分な取り締まり体制や、権利行使の実効性不足などが挙げられる。

#### <懸念点>

知的財産に関して新興国・途上国に共通する重大な問題のひとつは、模倣品・海賊版等の不正商品の製造・流通による知的財産権侵害が多数発生していることと、これらの知的財産権侵害を除去するための権利行使の実効性が十分に確保されていないことである。

知的財産に関する実体規定を整え、制度を創設・整備することだけでは、権利が十分に保護されることにはならない。権利の十分な保護のためには、権利取得の面では、権利を付与、登録する機関の事務が適切かつ効率的に運営されること、侵害行為に対する権利行使の面では、司法手続による救済措置、税関による国境措置、刑事上の取締・制裁等により、効果的かつ迅速に権利侵害に対処できることが不可欠である。

TRIPS 協定では、相当部分がこれらの権利行使に関する規定に充てられ（第41条～第61条）、加盟国に対して、効果的かつ迅速な措置を可能とするように国内法制度を確保することを義務付けている（第41条）。また、日ベトナム EPA においても、知的財産の十分に、効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保し、知的財産の保護に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製への対処として知的財産権を十分かつ効果的に行使するための措置をとることや（第80条）、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための適切な措置をとること（第83条）、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。）を促進するための適切な措置をとることも義務づけられている（第85条）。

このような規定に照らすと、効果的かつ迅速な権利行使が得られない場合には、これらの協定の義務に違反する可能性がある。

#### <最近の動き>

2019年、ベトナム科学技術省が2030年までの国家レベルの知的財産戦略を作成した（Decision No. 1068/QĐ-TTg）。同戦略には、知的財産権の執行をより改善し、知的財産権侵害を減少させることが盛り込まれているところ、今後も引き続き、ベトナム政府の効果的かつ迅速な権利行使に向けた取組を注視する必要がある。

## 3. インドネシア

### 内国民待遇

#### (1) 小売業に関するローカルコンテンツ要求

##### <措置の概要>

2012年8月、インドネシア商業省は、フランチャイズ活動に関して、フランチャイザーと中小事業者との事業パートナーシップの強化や国産品の利用促進を目的として、「フランチャイズの実施に関する商業大臣令2012年53号」を公布した。この規定の中で、「フランチャイザーとフランチャイジーは、原材料、事業設備の利用及び品物の販売において、80%以上の国産の物品あるいは役務を用いる義務を負う」（同規定第19条）との措置が盛り込まれた。当該措置に違反したフランチャイザーとフランチャイジーには、書面による警告、フランチャイズ登録証の停止や取り消し、といった行政罰が適用される（同規定第33条）。

さらに、2013年12月、インドネシア商業省は、伝統市場、ショッピングセンター、モダンストア（ミニマーケット、スーパーマーケット、デパートメントストア、ハイパーマーケット、卸売の形態で物品を販売するストア）の整備と育成の最適化などを目的として、「伝統市場、ショッピングセンター、モダンストアの整備と育成指針に関する商業大臣令2013年70号」を

公布した（2014年6月施行）。この規定の中で、「ショッピングセンターとモダンストアは取り扱う物品の数量と種類の80%以上は国産品を提供する義務を負う」（同規定第22条）との措置が盛り込まれた。なお、本規定は「商業大臣令2014年56号」により一部改正され、生産の統一性を必要としグローバルサプライチェーンに由来する商品等を扱うスタンド・アローン・ブランド形態のモダンストア等に対しては、上記義務の適用が除外される旨が明記された。当該措置に違反したショッピングセンターとモダンストアには、書面による警告、事業許可の凍結や取り消し、といった行政罰が適用される（同規定第38条）。

##### <国際ルール上の問題点>

これらの措置は、いわゆるローカルコンテンツ要求であり、国産品との関係で輸入品を不利に扱うものであり、GATT第3条（内国の課税及び規則に関する内国民待遇）第4項「いずれかの締結国の領域の産品で他の締結国の領域に輸入されるものは、その国内における販売、販売のための提供、購入、輸送、分配又は使用に関する全ての法令及び要件に関し、国内原産の同種の産品に許与される待遇より不利でない待遇を許与される」に抵触する可能性がある。

##### <最近の動き>

2013年11月、経済産業省とインドネシア商業省は、各々の流通業を所管する局長を共同議長とする「第1回日尼流通政策対話」を開催した。この対話の中で、経済産業省はインドネシア商業省に対して、フランチャイズ事業者に対する輸入品に関する措置の撤廃を要請した。これに対して、インドネシア側からは、措置の撤廃に向けた意向は示されなかった。また、2014年6月、「第2回日尼流通政策対話」を開催し、経済産業省は「商業大臣令2013年70号」により本措置が強化されていることを指摘しつつ、本措置の速やかな撤廃を要請した。これに対して、商業省は、指摘事項を政府内に持ち帰り検討する旨を述べ、実務者レベルの対話を開催することが提案された。その後、11月に再び対話を開催し、商業省は、「商業大臣令2014年56号」により、先述の例外措置が設けられたとの見解を示した。こうした対話に加えて、2014年6月以降のWTO・TRIMs委員会及び物品貿易理事会の場においても、日本は米国やEU、豪州とともに本措

置への問題提起を行っている。

## (2) 輸入時所得税前払い制度及び税率引き上げ措置

### <措置の概要>

インドネシアは、所得税法（2008年法律36号）22条に基づき、輸入通関時に、輸入事業者から、対象品目の輸入金額の2.5%、7.5%、10%を所得税の前払い（条番号に基づき PPh22 と略称されることがある）として徴収し、年度終了後に確定納税額と精算し、過払分を還付している。対象品目は消費財であり、国産品の利用可能性や国内産業の発展等を勘案して、財務大臣令において、対象品目と商品毎の前払い税率が定められている。

本制度に関して、インドネシアは、数度前払い税率の引き上げを実施している。具体的には、2013年に502品目について2.5%から7.5%に引き上げ、2015年に240品目について7.5%から10%に引き上げた。また、2018年9月には、①完成車等の贅沢品、②電化製品等の国内生産可能な消費財、③建材・タイヤ等の消費過程で使用される財など、1147品目について、前払い税率を7.5%又は10%に引き上げた。インドネシア財務省は、2018年の引き上げの目的について、ルピア安対策として、輸入品を管理し国産品の使用を奨励するためであると説明している。

所得税の輸入時前払いは、輸入事業者に金利分を負担させ、キャッシュフローを悪化させる。また、税務当局が還付額を不当に減額する事例も見受けられる。多数の品目に対する前払い税率の引き上げはこのような悪影響を増大させる懸念がある。

### <国際ルール上の問題点>

所得税の輸入時前払い制度は、同様の徴収方法が課せられていない国内産品と比較して、輸入品についてのみ、手続的な負担や金利上の不利益を課す点で、内国税又は内国規制に関する内外差別（GATT第3条第2項又は第4項）に該当しうる。

また、国内税（GATT第3条第2項）は、税金支払義務が国内事由（輸入品の流通、販売、使用又は運搬等）によって発生するものを指すところ、本税が輸入品の輸入額に課される点で、国内事由ではなく輸入行為自体によって生じるものであり、国内税ではなく輸

入税・輸入課徴金と解する余地がある。本税が輸入税・輸入課徴金と整理しうる場合は、品目及びインドネシアの譲許表上の輸入税の記載次第で、輸入税に関する約束違反（GATT第2条第1項(b)）に該当する可能性がある。

なお、「国内法令（注：本措置の場合、税制関連法令が問題となる）の遵守」という正当化目的（GATT第20条(d)）の余地に関しては、税収確保に関して、輸入品による販売収益への課税が国産品による販売収益への課税に比して困難であるという事情は想定し難いため、国産品について同様の前払い制度を講じていないという国産品・輸入品の取扱いの差を説明できず、正当化の主張が認められる可能性は低い。

### <最近の動き>

2018年8月にインドネシア財務大臣が前払い税率の引き上げ案に言及した後、我が国は、現地大使館から、財務大臣等のインドネシア政府関係者に、再考や中間財等の除外について働きかけを実施した。2019年5月には、日インドネシア官民対話において議論した。現状、対象品目は基本的には消費材に限定されているが、引き上げがさらに拡大しないよう注視していく必要がある。

## 数量制限

### (1) 輸入制限措置（米、塩、中古資本財）

#### <措置の概要>

インドネシアでは、米、塩などについて、国内産業保護を理由に輸入制限措置を講じている。例えば、米の輸入は、商業大臣令2014年19号により、輸入目的に応じて食糧公社、米製造輸入業者又は米登録輸入業者に対して認められている。塩の輸入については、商業大臣令2012年58号により、消費用の塩については塩製造輸入業者に対して、産業用の塩については塩製造輸入業者及び塩指名輸入業者に対して認められている。

中古資本財の輸入は、国内製造業保護のため、2003年に規制が開始され、その後、1～3年ごとに継続が決定されている。

#### <国際ルール上の問題点>

米、塩、中古資本財等の輸入制限は、一部業者を除いて特定の品目の輸入を禁じている点や輸出・投資の拡大を条件付ける点において、輸出入に対する禁止又は制限に該当するため、GATT 第 11 条（数量制限の一般的廃止）に抵触する可能性がある。

#### <最近の動き>

中古自動車については、従来は特定の車種については輸入が認められていたが、2007 年 3 月より、すべての中古車について輸入が禁止された。

また、中古資本財については、2015 年 12 月、商業大臣令 127 号により、3 類型の事業者（当該財を直接利用する事業者、修理事業者、再組立事業者）のみ輸入が認められており、各類型に応じて輸入できる中古資本財の種類が異なっている（同大臣令は 2018 年 12 月末まで有効）。

さらに、塩については、2015 年 12 月末、商業大臣令 125 号により、企業が工業塩を輸入する場合は、年間輸入見込量を工業省に申請し、海洋担当調整大臣主催の会議での承認に基づき、各企業は輸入申請を商業省に行い、実際に塩を輸入する手続が公布された（2016 年 4 月 1 日施行）。円滑な運用となるよう、現地大使館を通じて、インドネシア政府に働きかけている。

## （2）輸入制限措置（鉄鋼製品の輸入者登録の義務づけ）

#### <措置の概要>

鉄鋼製品について、商業大臣令（2010 年 54 号、2015 年 113 号）により、非合金鋼について、輸入業者を登録制とし、輸出地における船積み前検査が義務化されることとなった。さらに、合金鋼についても、商業大臣令（2014 年 28 号）により船積み前検査及び数量枠管理が実施されることとなった。上記の 2 規制が 2016 年 12 月末に期限を迎えることに伴い、規制内容の見直しを実施した上で、2016 年 12 月、インドネシア政府は、規制内容は従来のもを引き継ぎつつ、対象範囲を鉄鋼二次製品にまで拡大する新たな規制を導入した。2018 年 2 月に施行された商業大臣令 22 号では輸入承認の際の工業省の技術診断書の取得を不要とし、通関後審査の自己申告及びオンライン化による手続の簡素化を実施した。しかしながら、商業大臣令 110 号（2018 年 12 月公示、2019 年

2 月施行）において改めて輸入承認の際の工業省の技術診断書の取得、通関後審査の一部現物確認の手続きが導入された。2020 年 1 月 31 日に商業大臣令 110 号を改訂した商業大臣令 2020 年 3 号が施行され、製造業向けライセンス（API-P）保有者については、工業省の技術診断書の取得が不要であることが明確化された。現在、インドネシアナショナル HS コード(8 桁)ベースで 480 品目の鉄鋼製品が規制対象となっている。

#### <国際ルール上の問題点>

インドネシア商業大臣令による輸入業者の登録義務づけ等により、輸入許可手続きの大幅な遅延等が生じる場合や、自動輸入許可制度をとりながら輸入数量枠の設定を行っている場合等は、輸入ライセンス協定に抵触する可能性がある。また、輸入態様が被登録業者による輸入に制限されることから、GATT 第 11 条の数量制限の一般的廃止に抵触する可能性がある。

#### <最近の動き>

新規制の導入により、日本からインドネシアへの鉄鋼製品に対する輸入許可手続きの遅延や、申請数量を下回る数量での輸入承認が生じていることから、現地大使館等を通じて、インドネシア政府に対して、円滑な輸入実現の申し入れを行っている。

## （3）輸入制限措置（繊維、繊維製品）

#### <措置の概要>

2019 年 12 月、インドネシア政府は商業大臣令（2019 年商業大臣令第 77 号）により、繊維・繊維製品約 430 品目の輸入に際し、輸入承認（PI-PTI）の事前取得を義務付けた。当該大臣令では、「自社での生産に必要な原材料や補助材の供給」、又は、「在尼中小企業の需要を満たす」以外の目的での輸入はできない。

措置発動以来、一部の日本企業は、現地代理店の輸入承認が得られず、日本からの繊維・繊維製品の輸出が滞っており、事実上の輸入禁止措置の効果が生じている。繊維・繊維製品約 430 品目という過度に広範な品目を対象としており、貿易制限効果が強い。

#### <国際ルール上の問題点>

WTO 協定が定める「裁量的な…輸入の許可制度」の

撤廃（セーフガード協定第 11 条）や、数量制限の一般的廃止（GATT 第 11 条）に抵触する可能性がある。また、WTO 通報を欠いており、申請要件・審査基準・審査期間等の手続が不透明である点で、輸入ライセンス協定にも抵触する。

#### <最近の動き>

我が国は物品理事会、対インドネシア TPR 審査等の場で懸念を表明。引き続き、日本製品への影響の軽減に向けてインドネシア政府への働きかけを行う。

### （４）丸太・製材等の輸出規制等

#### <措置の概要>

1998 年 4 月、IMF 合意に基づきインドネシア政府は、それまで丸太と製材の輸出産品に賦課してきた輸出税を、従量税方式（材積あたり）から従価税方式（価格あたり）に改め、輸出税率を 1998 年 4 月に 30%、1999 年 3 月に 20%、同年 12 月に 15%にまで引き下げた。これに合わせ、丸太・製材等の輸出総量を設定すること等を規定した輸出規制等を公布した。

2001 年 10 月、インドネシア政府は、違法伐採対策を理由に丸太の輸出を禁止した。さらに、2004 年 9 月に、枕木やラフ製材品の輸出を禁止し、2006 年 3 月には、木口断面積 4,000 平方ミリメートル以上の S4S 材（4 面かんながけの材）等についても輸出禁止とした。その後、輸出が認められる木材製品の基準等について、数回に渡って細かな変更がなされている。

#### <国際ルール上の問題点>

丸太・製材等の輸出の禁止については、産品輸出の制限として GATT 第 11 条に違反する可能性がある。特に違法伐採対策を理由にした丸太の輸出禁止については、インドネシア国内で天然林や泥炭地の一部を除き、森林の伐採に関する制限が行われていないとともに、丸太の消費・流通に対する制限も行われていないため、インドネシアが拠り所とする GATT 第 20 条(g)項に基づく例外と認めることは困難である。

#### <最近の動き>

当該措置についてマルチ、パイなどの場を通じて、今後は正を働きかけていく。

### （５）鉱物資源輸出規制及びローカルコンテンツ問題

#### <措置の概要>

2009 年 1 月、インドネシアは鉱業法の改正（新鉱業法）を公布・施行し、以下の措置を導入した。

#### ①高付加価値化・国内製錬義務

インドネシアで採掘したニッケルや銅などの鉱物は、インドネシア国内で製錬・精製を行うことを義務づけ。

#### ②生産量及び輸出量の統制

インドネシア政府は、国家利益を最優先するため、年間生産量を決定することができ、輸出を管理することができる。

#### ③ローカルコンテンツ要求

現地の労働力、国内の物品及びサービスを優先して使用することを義務づけ。

#### ④国内供給優先義務

インドネシア国内の鉱物資源の生産者に、エネルギー・鉱物資源省大臣の規定する一定割合を国内のユーザーに供給することを義務づけ。

その後新鉱業法の運用に関する細則として、2012 年 2 月に高付加価値義務に関する大臣令及び、インドネシア資本への株式譲渡義務に関する政令改正が発表された。前者は、高付加価値化・国内製錬義務の実現のため、2014 年 1 月以降の未加工鉱石の輸出を禁ずるものであり、後者は、投資後 10 年以内にインドネシア資本比率を 51%まで高めること等を定めている。また、2012 年 5 月には、鉱物資源に対して一律 20%の輸出税を課す財務大臣令が発出された。

2014 年 1 月には、未加工鉱石の輸出禁止の実施を目前にして高付加価値義務を定める大臣令が改正され、一部の精鉱（銅精鉱など、純度を一定程度上げた原材料）については、輸出禁止の実施が 2017 年 1 月に延期され、同時に輸出税が導入されたが、その他の未加工鉱石の輸出は 2014 年 1 月以降禁止された。2017 年 1 月 11 日に関連大臣令が改正・施行され、暫定措置が延長された。銅については、現状の暫定措置（精鉱の輸出許可制度）が 5 年間延長され、ニッケルについては、低品位の鉱石について、国内精錬能力の 30%以上が国内精錬所に供給さ

れる、鉱山会社が 5 年以内の精錬所の建設をコミットする等の条件を満たした場合にかぎり、5 年間一部の輸出が認められた。しかし、2019 年 8 月に発出された大臣令では、ニッケルの一部輸出を認めるとした5年間の暫定措置の期限が 2 年間前倒しとなり、2020 年 1 月 1 日からニッケル鉱石の輸出が禁止された。2020 年 6 月の新鉱業法改正を受け、同年 11 月、現状輸出が許可されている一部の精鉱類に限り、未加工鉱物の輸出許可期限が従前の 2022 年 1 月 11 日から 2023 年 6 月 10 日へ延長されたものの、ニッケル鉱石については、完全禁輸措置が継続している。

### <国際ルール上の問題点>

#### ①付加価値化・国内製錬義務

インドネシアで採掘した製錬・精製前の鉱物を輸出することが不可能になった場合や、輸出許可制により製錬所の建設コミット等の許可要件を課すことは、事実上の輸出規制として、GATT 第 11 条（数量制限の一般的廃止）に抵触する可能性がある。

#### ②生産量及び輸出量の統制

政府による恣意的な輸出量の制限等が実施された場合、GATT 第 11 条に加えエネルギー鉱物資源の輸出入の制限に関して GATT の関連規定に従う義務を再確認した日インドネシア EPA 第 99 条（輸入及び輸出の制限）に抵触する可能性がある。

#### ③ローカルコンテンツ要求

国産品や国内のサービスの使用の義務づけは、GATT 第 3 条・TRIMs 第 2 条（内国民待遇及び数量制限）及び日インドネシア EPA 第 63 条（特定措置の履行要求の禁止）に抵触する可能性がある。

#### ④国内供給優先義務

所定の国内需要を満たさなければ輸出ができない点において、GATT 第 11 条（数量制限の一般的禁止）に抵触する可能性がある。

#### ⑤インドネシア資本への保有株式の譲渡義務

我が国企業の保有株式についてインドネシア資本への譲渡義務を課すことは、日インドネシア EPA 第 59 条（内国民待遇）及び第 65 条（収用及び補償）に抵触する可能性がある。

### 投資家が有する「正当かつ合理的な期待」の侵害

上記の規制等が日本の投資家（企業等）が投資時点で有していた「正当かつ合理的な期待」を侵害し、損害又は損失を生じさせる場合には、日インドネシア EPA 第 61 条（一般的待遇）にも抵触する可能性がある。

### <最近の動き>

我が国は、新鉱業法の成立以降、WTO の物品理事会・TRIMs 委員会、日インドネシア EPA に基づく投資小委員会において繰り返し懸念を表明してきた。また、首脳レベルや閣僚レベルでも繰り返し懸念を表明している。

一部の精鉱について輸出禁止規制実施の延期等の一定の改善はあったものの、その他の未加工鉱石の輸出禁止措置は実施され、依然として国際ルール上の問題が解消されていないことから、引き続き本措置を注視していくことが重要である。

なお、インドネシアでは、2014 年 2 月、新通商法が国会にて成立した。本法は 1934 年に制定された旧通商法を刷新するものであり、細則については今後、政令、大統領令及び関係大臣令により定めることとされているが、国産品の使用促進や輸出入の制限、国家規格の使用強制等について政府に権限を与える規定がみられる。また、2013 年 12 月には新産業法が成立、2014 年 1 月に施行されているが、インドネシア政府が、産業資源の開発、産業のエンパワーメント、産業の救済・保護等を目的とした措置として、新通商法と同様に、国産品の使用促進、輸出入の制限等を行おうとしている。

これらの法律は、既存の関連規則を統括し法的根拠を与えるための上位規範であり、本法の策定のみによって具体的な措置が実施されるものではないが、国産品優遇や輸出入の制限について政府に実施権限を与える規定がみられるため、今後、インドネシア政府が本法に基づいて WTO 協定に反するような貿易制限的、内外差別的な措置をとることのないよう、本法及び関連の実施細則の策定・運用状況についても注視する必要がある。

なお、本件措置については、EU が 2019 年 11 月 WTO 紛争解決手続上の協議要請を行い、2021 年 2 月にパネルが設置され、現在パネル手続が係属している（DS592（インドネシアー原材料に関する措置））。

## （6）エアコンに対する輸入制限措置

### <措置の概要>

インドネシア政府は、2020 年 8 月 25 日、電気製品

(エアコンディショナー)、自転車、三輪車、靴製品を輸入許可制度の対象とする商業大臣規則 2020 年 68 号を制定し、同年 8 月 28 日に施行した。

本措置上、エアコン等を輸入できるのは一般輸入ライセンス (API-U) 保有者に限定され、商業省による輸入承認の事前取得が義務付けられた。申請にあたっては、1 年間の輸入計画書を添付する必要がある。輸入承認の有効期間は 1 年間と定められる。輸入事業者は毎月輸入実績を商業省に報告する必要がある。施行後の輸入許可発行状況としては許可発行が数ヶ月遅延する例や、申請台数よりも限定された台数で承認する例がみられる。

### <国際ルール上の問題点>

本件輸入許可制度における、許可の遅れや許可数量の制限は、輸入制限にあたり GATT 第 11 条第 1 項違反である可能性が高い。なお、本輸入許可制度の目的は「物品の円滑な流れを支援すること、ビジネスの確実性の提供、輸入政策の効果を高めること等」と説明されているが、本件措置による輸入機会の制限はこれらの規制目的に必要な範囲を超えており、GATT 上の正当化事由が満たされるものではない。

### <最近の動き>

我が国は、インドネシア政府に対し、二国間で懸念を表明するとともに、2021 年 3 月の TRIMs 委員会及び物品理事会において本件措置について問題提起し、措置の改善を働きかけている。

## 関 税

### 関税構造

\*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

### <措置の概要>

ウルグアイ・ラウンド合意により、非農産品の譲許率が 95.8%まで向上した。しかし、非農産品の大部分の品目において 2019 年時点の単純平均譲許税率は 30.5%であり、非農産品の単純平均譲許税率は

35.5%と高水準である。また、2019 年時点の非農産品の単純平均実行税率は 8.0%であり、特に衣類 (平均 23.9%)、輸送機械 (平均 13.5%) 等で高水準となっている。

2004 年にとりまとめられたセクターごとの関税調整計画に基づき、2005 年 1 月 1 日から 6 分野 (主に農産品) の 1,964 品目について、2010 年までの段階的な関税引き下げ計画が決定された。また、2005 年 12 月にも、同調整計画に基づき、農機具、完成車 (自動車、二輪)、AV 機器、プラスチック、アルコール飲料、エタノールについて関税引き下げ計画が定められた。その結果、例えば、排気量 1.5~3 リットルのガソリン車、同 2.5 リットルのディーゼル車について、2006 年時点での最高関税率は 60%であったが、2010 年には 45%まで引き下げられた。また、電気製品についても平均実行税率が 5.8%まで引き下げられた。

しかし、2010 年 12 月 22 日に財務大臣令 2010 年 241 号が公表され、鉱工業品や農産品等に関し、2004 年に定めた関税率調整計画の実施という形をとり、2,164 品目 (全品目の 25%) の関税率の変更 (1,248 品目が引き上げ、916 品目が引き下げ) が即日公布・施行となった。関税が引き上げられた品目には、日系企業が輸入する化学製品等も多く含まれており、これらの高関税品目については改善を求めていく必要がある。

また、下流産業の競争力強化のために、基礎化学・機械・電気電子及び造船の 182 品目について 5%から 10%へ関税の引き上げを定めた財務大臣令 (2011 年 213 号) が、2011 年末に公布された。インドネシア政府は 2015 年 7 月 23 日、財務大臣令 2015 年第 132 号 (132/PMK.010/2015) で最恵国 (MFN) 関税を変更し、食品・飲料、衣服、家電製品などを中心に関税率を引き上げた。食品・飲料分野では、コーヒー、紅茶を従来の 5%から 20%へ、ソーセージと加工肉を 5%から 30%へ引き上げたほか、野菜・果物を 5%から 20%とした。また、自動車は従来の 10~40% から 50%とした。

2017 年 2 月に財務大臣令 2017 年第 13 号 (No.13/PMK.010/2017) において、輸出関税が課税される鉱物製品や皮革などの品目見直しが行なわれた。

### <懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題は生じないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという WTO 協定の精神に照らし、上記のようなタリフピーク (第II部第5章1.(1)③参照) を解消し、関税

はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許率が低いことや実行税率が譲許税率を下回って乖離していることは、WTO 協定上問題はないが、当局による恣意的な実行税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、非譲許品目が譲許されること、また、譲許税率が引き下げられることが望ましい。

#### <最近の動き>

2008 年 7 月に日インドネシア EPA が発効したことで、我が国から輸出するほぼ全ての自動車及び同部品、電気電子製品及び同部品、一部の鉄鋼製品の関税が段階的に撤廃され、市場アクセスの改善が図られた。

新型コロナウイルスの影響では、2020 年 9 月 22 日に、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた製造業への支援策の一環として、同年 12 月 31 日を期限として、以下の条件のいずれかを満たす 33 品目（消毒石鹼、ゴム手袋、個人用防護具、マスク等）の半製品又は原材料の輸入にかかる関税を一時的に撤廃する措置を行った（財務大臣規程 2020 年第 134 号）。

- ① インドネシア国内で生産されていないこと
- ② 国内で生産されているが、必要な仕様を満たすことができないこと
- ③ 国内で生産されているが、供給量が需要に追いついていないこと

## アンチ・ダンピング

### 日本製冷延鋼板に対する AD 措置

#### <措置の概要>

2011 年 6 月、インドネシア・アンチダンピング委員会（KADI）は、インドネシア国内の鉄鋼メーカーからの申請を受けて、我が国のほか韓国、中国、台湾、ベトナムの計 5 か国・地域から輸入される冷延鋼板に対する AD 調査を開始し、2012 年 12 月、当該製品について AD 措置を発動するよう最終報告を行った。この報告を受け、インドネシア財務大臣は、2013 年 3 月に当該製品について AD 税を賦課する旨の最終決定を行った。最終決定では、日本企業について、18.6%～55.6%の高率のダンピング・マージンが課されている。

また、本件は、2015 年 9 月にサンセット調査が開始

された。

#### <国際ルール上の問題点>

我が国企業が輸出する冷延鋼板の大部分は自動車・電機電子産業で用いられる高級鋼材であり、インドネシア国内で生産される冷延鋼板と品質が大きく異なるため、インドネシア国内産の冷延鋼板とは競合関係にない。それにもかかわらず、KADI は本件調査の最終報告において国内産業の損害及び日本製冷延鋼板の輸入と当該国内産業の損害との間の因果関係を認定しているため、AD 協定第 3 条に違反するおそれがある。

また、本件調査において、我が国企業が当該製品に係るインドネシアでの国内販売価格に関するデータを提出したにもかかわらず、KADI がファクツ・アヴェイラブル（第 II 部第 6 章参照）を用いて我が国企業の輸出価格を認定したことは、AD 協定第 6.8 条に違反するおそれがある。

さらに、本件は 2015 年 9 月にサンセット調査が開始されたが、2020 年 11 月時点で調査結果が公表されておらず、AD 協定第 11.4 条に違反するおそれがある。

#### <最近の動き>

2013 年 4 月に、経済産業大臣から改めて本件 AD 調査・課税の対象から我が国製品を除外するよう働きかけを行うなどしたところ、2014 年 4 月、KADI が課税見直しを開始したが、同年 12 月の最終決定においては、結局、日本側の主張はほとんど反映されない結果となった。その後も、インドネシア政府に対して、本件課税措置はインドネシアのユーザーのコスト増となっており、当初の終期どおり、2016 年 3 月に終了するように要請を行ってきたが、2015 年 9 月にサンセット調査が開始された。日本政府としては、既に措置の期限を経過し課税もなされておらず、インドネシア AD 法に定められた期間も経過したことから措置の速やかな終了を官報告示することを求める一方で、措置を継続する場合には当初調査段階から政府及び企業が主張しているとおり、日本製品とインドネシア製品の競争関係・代替関係を適切に検討した上で、本件 AD 課税の対象から我が国製品を除外するよう要請していく。

## セーフガード

## カーペット及び敷物類に対するセーフガード措置

### <措置の概要>

インドネシア政府は、2020年6月10日、カーペット及び敷物類 (Carpets and other textile floor coverings) に対するセーフガード調査を開始し、同年9月21日、調査当局が3年間の追加課税 (1年目 85,679 ルピア/m<sup>2</sup>、2年目 81,763 ルピア/m<sup>2</sup>、3年目 78,027 ルピア/m<sup>2</sup>) を勧告した。当該勧告を受けて、インドネシア政府は、2021年2月17日、セーフガード措置を発動した (2021年2月17日~2024年2月16日)。

### <国際ルール上の問題点>

インドネシアでは、2019年12月に導入された数量制限措置 (3. (3) を参照) により対象製品の輸入が既に大幅に減少している。一部の日本企業は現地代理店の輸入承認が得られず、日本からのカーペット及び敷物類の輸出が滞っている状況である。当該状況においては、当該製品の輸入増による国内生産者の損害は発生し得ず、セーフガード発動の要件を満たしていない。(SG協定第2条第1項、GATT第19条第1項(a))

また、セーフガード措置が発動された場合、追加関税は従価税ベースで150%以上、材料構成費が現状の1.8倍以上となり、「重大な損害を防止し又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度においてのみセーフガード措置をとる」としているセーフガード協定第5.1条に不整合となる懸念がある。

### <最近の動き>

調査開始後、我が国は政府意見書を提出し、公聴会、セーフガード委員会、物品理事会、対インドネシアTPR審査等の場で懸念を表明。また、2020年11月16日に二国間で補償協議 (SG協定第12条第3項) を実施し、インドネシア製品と競合関係にない日本製品を除外するよう働きかけを行った。引き続き、日本製品への影響の軽減に向けてインドネシア政府への働きかけを行う。

## (1) LTE 機器等に対するローカルコンテンツ要求

### <措置の概要>

2015年5月4日、インドネシア通信情報省は、LTE 機器 (100Mbps の高速通信を行うことができる次世代の携帯端末向け (スマートフォン、モバイル PC など) の無線通信規格のこと。) について、一定比率のローカルコンテンツ要求 (一定水準のローカルコンテンツを満たさない機器については、インドネシア国内で販売することができない。) 及び強制規格を規定した大臣令案を公表し、意見募集を行った。大臣令案の内容は、①公布と同時に、無線基地局設備及び加入者端末について、それぞれ、30%、20%のローカルコンテンツを満たさなければならない、②公布から2年以内に、無線基地局設備及び加入者端末について、それぞれ40%、30%のローカルコンテンツを満たさなければならないとされた。また、無線基地局設備及び加入者端末双方に適用される強制規格も規定された。

その後、2015年7月27日、通信情報省は、通信情報大臣令第27号を公布し、同年7月8日に遡及して、対象となる無線基地局設備及び加入者端末について、それぞれ、30%、20%のローカルコンテンツを満たさなければならないとされた (意見募集時から変更無し)。一方で、同大臣令に関する2016年2月10日付けTBT通報では2017年以降のローカルコンテンツ比率が20%と記載されており、同大臣令で規定される比率と異なっている。また、①800 MHz、900 MHz、1800 MHz、2100 MHz帯の機器については、2017年1月1日からは、それぞれ、40%、30%のローカルコンテンツを満たさなければならないこと、②2300MHz帯の機器については、2019年1月1日からは、それぞれ、40%、30%のローカルコンテンツを満たさなければならないとされた (意見募集時から一部変更)。また、意見募集時と同様、無線基地局設備及び加入者端末双方に適用される強制規格も規定された。

また、インドネシア工業省は、2015年8月19日付けで、電子機器等に関する現地調達率の算定方法に関する規則 (工業大臣令第68号) を公布 (同月24日より施行) し、上記の無線基地局設備及び加入者端末についても適用対象とした。2016年7月に施行された工業大臣令第65号において、現地調達率の算定手法が規定されたが、本大臣令は、具体的な適用ぶりについては不明な点が多い。

## 貿易関連投資措置

## <国際ルール上の問題>

インドネシア国内で販売する対象端末に対して、国内生産比率を要求する点において、内国民待遇義務違反として、GATT 第 3 条第 4 項及び TRIMs 協定第 2 条に抵触するものと考えられる。

## <最近の動き>

経済産業省及び総務省は、上記意見募集期間中に、意見提出を行ったほか、関係業界からも意見書を提出した。また、WTO の物品理事会や TRIMs 委員会等でも懸念を表明している。

## (2) テレビ等におけるローカルコンテンツ要求措置

### <措置の概要>

インドネシア政府は、通信情報大臣規則 2019 年 4 号 (2019 年 6 月施行、2020 年 6 月発効) において、地上デジタル放送等のテレビジョン等に、「国内コンテンツレベル」を 20%以上満たす必要がある旨規定した。

### <国際ルール上の問題点>

「国内コンテンツレベル」の算定方法及び、本規則施行に係る運用状況の詳細は明らかではないものの、国産部品の使用は国内コンテンツレベルとして計上されることから、国産部品の使用が優遇される措置として TRIMs 協定第 2 条第 1 項及び GATT 第 3 条第 4 項に反する可能性がある。インドネシア政府は、WTO の物品理事会・TRIMs 委員会等において TV を含むローカルコンテンツ措置全般について、「政府調達、インドネシア国民の生活必需品の需要の充足、戦略的資源の管理に関連して導入している」旨説明しているが、本件措置の適用は政府調達に限定されていないため GATT 第 3 条第 8 項(a)の政府調達例外には該当しない。また、その他の規制目的についても、本件措置との関連性が明らかではなく、正当化事由を充足するものではない。

### <最近の動き>

日本は 2020 年 11 月以降の WTO 物品理事会、同年 12 月の対インドネシア TPR 審査及び、2021 年 3 月の TRIMs 委員会にて懸念を表明し、措置の詳細について説明を求め、是正を求めている。

## 基準・認証制度

### 鉄鋼製品の強制規格

インドネシア政府は、2009 年以降、熱延鋼板や冷延鋼板等の複数の鉄鋼製品に対して強制規格を導入した。また、ブリキ、水道管についても強制規格を導入する旨の WTO 通報がなされている。

TBT 協定第 2.2 条において、「強制規格は、正当な目的が達成できないことによって生じる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない」としている。インドネシア政府は、本制度の目的は、粗悪な鋼材の流入を防止し、消費者の安全性を確保するためと主張しているが、これらの政策目的は、鉄鋼製品のような中間財への規制では達成することができず、むしろ最終製品の安全規制により達成されるべきものであると考えられる。したがって、本制度は、政策目的に照らして過剰な規制である疑義があり、TBT 協定第 2.2 条に違反する可能性がある。

これまで TBT 委員会の二国間会合や現地協議等を通じて本制度の問題点を指摘し、特定の用途に対する強制規格の適用除外が認められるなど一定の改善は見られた。引き続き、本制度の運用を注視するとともに、必要に応じて鉄鋼対話などの場を通じて改善を働きかけていく。

## サービス貿易

### (1) 外資規制等

\*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

#### <措置の概要>

インドネシアでは、民間企業が参入できない分野、条件付きで開放されている分野、外国企業による出資制限比率を業種ごとにネガティブリストで定めている。ネガティブリストは、2010 年ネガティブリスト (大統領規定 2010 年 36 号) が、2014 年 4 月に改定された (大統領規定 2014 年 39 号)。本改定により、運輸分野では陸

上貨物・旅客ターミナルの運営等の参入禁止分野について 49%までの外資出資が認められ(ただし、運輸相からの推薦状の取得が要件)、文化観光分野でも内資に限られていた映画宣伝設備(広告、ポスター等)が ASEAN からの出資を条件として 51%までの出資が認められるなど、9 の分野で外資規制の緩和がなされた。一方で、エネルギー・鉱物資源の分野では、陸上での石油ガス採掘サービスや石油ガス設計・エンジニアリングサービス等で、これまで 95%の外資出資が認められていたものが内資企業に限定されるなどの条件変更や、これまでネガティブリストに規定されておらず 100%出資が可能だった分野の中で、商業分野での倉庫やディストリビューター等のように、新たに制限が設けられる(上限 33%)分野が増えるなど、外資制限の強化も行われた。2016 年 5 月にも、ネガティブリストが改定された(大統領規定 2016 年 44 号)。ネガティブリストから記載がなくなった冷凍・冷蔵倉庫、レストラン、カフェ、映画の製作及び配給、投資額 1,000 億ルピア以上の電子商取引などが、100%外資が認められたと考えられる他、売り場面積が 40~2,000 平方メートルの百貨店、倉庫、生産系列のないディストリビューター、旅行会社、職業訓練などは外資 67%に緩和された。他方、建設関係については、少なくとも公共工事に関して、工事金額・必要な技術・リスクがいずれも低・中程度の案件には外資現地法人が参入できなくなった。

その他、主な外資制限は以下のとおりである。

### ①電気通信

2014 年ネガティブリストにおいては、有線及び無線/衛星通信網事業について外資出資は 65%までに引き上げられた一方で、通信サービス事業については、コンテンツサービス、コールセンター等電話付加価値サービス、インターネットアクセスサービス事業、データ通信システムサービス、公共用電話回線インターネットサービス、インターネット相互連結サービス(NAP)、その他マルチメディアサービスについて 49%まで引き下げられた。また、通信サービスと統合した通信網の運営(移動体通信網事業と思われる)については上限 65%としており、通信塔の供給・管理者(運営、レンタル)・建設サービスプロバイダーは引き続き内資 100%と規定されていた。

また、電気通信分野においては、一部製品に対し

て、ローカルコンテンツが要求されている。2009 年 1 月には、2.3GHz 及び 3.3GHz の無線周波数帯を利用している無線ブロードバンドサービスのために用いられる基地局設備に対して 40%以上、通信端末に対して 30%以上の国産化率が課され、また 2015 年 7 月には、通信情報大臣令 Regulation No. 27 of 2015 regarding Technical Requirement of Equipment and/or Telecommunication Devices in Long Term Evolution Technology Basis (Permenkominfo 27/2015)により、インドネシアで製造、組立又は同国に輸入された LTE を用いる製品について、基地局設備は 30%以上、スマートフォンなど通信端末は 20%以上の国産化率が新たに課された。更に、同大臣令においては、2017 年 1 月 1 日より、800/900/1800/2100MHz 帯の製品について求められる国産化率が基地局設備で 40%、通信端末で 30%まで引き上げられ、また 2019 年 1 月 1 日より、2300MHz 帯の製品についても同国産化率が基地局設備で 40%、通信端末で 30%まで引き上げられることになっている。ローカルコンテンツ要求は、WTO 協定及び日インドネシア EPA 上の義務に抵触する可能性もあるため、注視が必要である。

電子商取引分野においては、電子システム及び電子取引の実施に関する政令及び関連規則により、データセンターの国内設置義務や一部のソースコードについて開示義務が規定されている。さらに、自社では通信ネットワークは持たずに SNS やスマートフォンアプリ、コンテンツ等を配信する事業者、いわゆる OTT (Over The Top) については、2016 年 4 月に OTT サービス提供者に対する規制案(インターネットを通じたアプリケーション及び/又はコンテンツの提供に関する 2016 年通信情報大臣令案)が公表され、インドネシアにおいて OTT サービスを提供する外国事業社には、インドネシアの税制に基づいて設立された恒久的施設(Permanent Establishments)を通じて提供することを求め、さらに支払いにおいてはナショナルペイメントゲートウェイを求めるなど、各種の規制が課されている。これらの規制の一部は、GATS 第 16 条及び日インドネシア EPA 第 78 条が定める市場アクセス義務、GATS 第 17 条及び日インドネシア EPA 第 79 条が定める内国民待遇義務、並びに日インドネシア EPA 第 63 条が定める投資にかかる特定措置の履行要求の禁止に違反する可能性がある。

なお、インドネシア政府は、2019 年 10 月、情報電子取引法施行規則(2012 年第 82 号)を改正し、新たに情

報電子取引法施行規則（2019 年第 71 号）を交付した。これによって、データストレージの所在地に関して、民間企業が保有するデータをインドネシア国内へ保管する義務の撤廃を含む、政策変更が見込まれる。

## ②流通

2016 年ネガティブリストにおいても引き続き、小売業は内資 100%とされており、具体的には、1,200 平方メートル未満のものをスーパーマーケット、400 平方メートル未満のものをミニマーケットとして内資 100%に限定されている。さらに、大統領規定 2007 年 112 号により、商業施設の整備に関する規制が出されている。外資が参入できる大規模商業施設についても、立地、施設（駐車場・安全面）、営業時間などについて規定されている。

## ③音響映像、広告等

インドネシアは、外国の映画とビデオテープの配給会社の進出を禁止しており、すべての輸入、配給は 100%インドネシア資本の企業に限られていた。2016 年ネガティブリストにおいて、映画製作、映画技術サービス、映画配給、上演、録音スタジオ等は、外資 100%に開放されているが、映画宣伝設備制作サービス（広告、ポスター、写真、フィルム、バナー、パンフレット等）は引き続き内資に限定されている（ASEAN からの出資の場合 51%までの外資比率が認められている。）。

### <懸念点>

上記の様々な外資規制は、必ずしもインドネシアのサービス協定上の約束に反するわけではないため、WTO 協定違反となるものではないが、WTO 及び GATS の精神に照らして、自由化に向けた取組が望まれる。加えて、インドネシア政府は、分野横断的に広範な外国人就業規制を課しており、一部のサービス分野において、拠点設置及び投資拡充の妨げとなっているとの指摘がある。

### <最近の動き>

2007 年 8 月 20 日に署名された日インドネシア EPA により、約束サービス範囲の拡大などが図られた。電気通信の分野では、専用線・情報及びデータベースのオンラインでの検索サービスなど 5 分野を新たに約束した（日本資本 40%まで）。音響映像の分野では、映像及びビデオテープの制作及び配給のサービス、映画

の映写サービスへの日本資本の参入（日本資本 40%まで）を約束した。

また、前述のとおり、2016 年 5 月、外資参入規制業種を規定するネガティブリストが 2 年ぶりに改定されたが、その内容は、500 億ルピアまでの建設工事や 100 億ルピアまでのコンサルティングを中小零細企業等に限定するなど国内中小零細企業等の保護も視野にいられたものとなっている。

2020 年 3 月、インドネシア金融庁は商業銀行による IT システムの国内設置を要求する OJK 規制 No. 38/2016 を改正し、データストレージの所在地に関し限定的に緩和した OJK 規制 No. 13/2020 を発効した。

我が国は、引き続き外資規制に関する法律改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話等や EPA のフォローアップ会合等で更なる外資規制の緩和を促していく。

## （2）貨物留保

### <措置の概要>

インドネシア商業省は、自国船社の競争力強化のため、2017 年 10 月に、インドネシアからの石炭及びパーム油の輸送にインドネシア船社の利用を義務づける商業大臣規則（2017/82）を公表。当初、2018 年 4 月施行予定であったところ、自国船社の輸送能力が不足しているため、2018 年 4 月、施行日を 2020 年 5 月 1 日に延期する商業大臣規則（2018/48）を公表。また、2020 年 4 月、インドネシア船社の利用義務の適用対象を載貨重量トン数 15,000 トン以下の船を用いる場合に限定する商業大臣規則（2020/40）を公表し、当該規則が 2020 年 5 月 1 日に施行された。その後、2020 年 7 月に、インドネシア船社の利用義務の適用対象を載貨重量トン数 10,000 トン以下の船を用いる場合にさらに限定する商業大臣規則（2020/65）が公表され、2020 年 7 月 15 日より施行されている。

### <国際ルール上の問題点>

GATS の基本原則に照らし、市場アクセス及び内国民待遇に問題があるほか、GATS 及び日インドネシア EPA における特定分野の約束表でインドネシアが国際海上輸送サービスに関して約束している内容に反する措置であるため、速やかに改善が行われることが必要である。

### <最近の動き>

2018年3月以降、日インドネシア EPA 一般の見直しに係るサービス貿易小委員会において、規則を撤廃するよう毎回申入れを行っている他、多国間協議等の場において、他国と連携した働きかけを行っている。

## 知的財産

### (1) 水際での侵害差止め措置

#### <措置の概要>

TRIPS 協定第 51 条によれば、加盟国は、権利者が不正商標商品及び著作権侵害物品の輸入差止めを申し立てることのできる手続を採用しなければならない。この点に関して、インドネシア関税法（法律 2006 年第 17 号によって改正された、法律 1995 年第 10 号）第 54 条には、権利者からの申立てに基づき裁判所が税関に対して差止めを命じる旨が規定されており、これが TRIPS 協定第 51 条の規定に対応するものとなっている。その後、2017 年 8 月より、「知的財産権侵害物品又は知的財産権侵害疑義物品である輸入品又は輸出品の取締りに関する 2017 年インドネシア共和国政令第 20 号 (Indonesian Government Regulation No. 20 of 2017 on Control of Import and Export of Goods Resulting from Intellectual Property (IP) Infringement (Regulation 20/2017))」が施行され、さらに、2018 年 4 月には同政令を実施するための、「知的財産権侵害物品又は知的財産権侵害疑義物品である輸入品又は輸出品の取締りにおける、登録、停止、担保、一時差止、監視及び評価に関する 2018 年 4 月インドネシア共和国財務大臣規則第 40 号 (PMK. 04/2018)」が発出され、2018 年 6 月 16 日から施行されている。これにより、商標権者及び著作権者は自身の商標権又は著作権を税関に登録できるようになり、税関はこの登録情報に基づいて権利侵害疑義物品の差止めを実施する。これにより 2019 年 12 月に税関登録による初の差止めが実施された。

#### <国際ルール上の問題点>

上述のとおり財務大臣規則などが施行されたものの、同財務大臣規則などの条文によると、税関登録ができる者の要件としてインドネシア国内に所在する法人に限られており、それ以外の日本の商標権者及び著

作権者は依然として権利侵害疑義物品を差し止めるための税関登録ができない状況にある。

#### <最近の動き>

本件に関して、我が国政府は、インドネシア政府に対して、2019 年 2 月に書簡を送付し、2019 年 2 月及び 10 月に意見交換を実施することで、上述の懸念を伝達の上、税関登録の要件の緩和を要望した。これに対して、インドネシア政府からは、税関登録の要件の趣旨について説明があった。しかしながら、知的財産権の侵害行為に対する効果的な措置が取られる機会が日本の知的財産権の権利者に確保されるよう、引き続きインドネシア政府に対して必要な働きかけを行うとともに、関連規則の動向及び我が国企業に対する影響の情報収集を行う必要がある。

### (2) 日インドネシア EPA の履行問題

2008 年 7 月 1 日に発効した日インドネシア EPA では、特許・実用新案・意匠・商標の複数の出願手続等に対する包括的な代理権の授与を可能とする「包括委任状」制度の導入 (109 条 5 項) 等、TRIPS 協定の保護を上回る規定が置かれている。

#### <国際ルール上の問題点>

しかしながら、インドネシアでは、「包括委任状」制度は未だ導入されておらず、対応する EPA の規定と整合性上の疑義を生じている。

#### <最近の動き>

インドネシアでは、2016 年 8 月 26 日に改正特許法が、2016 年 11 月 15 日に改正商標法が施行され、また、2020 年 11 月 2 日に特許法・商標法の改正を含む雇用創出オムニバス法が公布・施行されたものの、「包括委任状」制度は導入されておらず、運用による対応もなされていない。

したがって、インドネシアにおける日インドネシア EPA の履行状況について、運用面を含め情報収集を行い、必要な働きかけを行っていく必要がある。

### (3) インドネシア改正特許法

#### <措置の概要と懸念点>

2016 年 8 月 26 日に施行された特許法第 20 条(1)で

は、特許権者はインドネシア国内において特許を受けた物を製造し、又は方法を使用する義務を負う旨規定されていた（以下、「国内実施要件」とする）。また、特許付与後に当該義務の不履行のまま 36 か月経過した場合には強制実施権付与の対象となるほか（同法第 82 条(1) (a)）、特許取消の対象にもなる（同法第 132 条(1) (e)）旨規定されていた。

一方、TRIPS 協定第 27 条第 1 項では、発明地及び技術分野並びに物が輸入されたものであるか国内で生産されたものであるかについて差別することなく特許が与えられ、及び特許権が享受される旨規定されている。

したがって、上述の国内実施要件を充足しない場合に強制実施権の設定対象とされることや、特に特許取消の対象とされることは TRIPS 協定第 27 条との整合性の観点から問題がある可能性があった。そこで、我が国政府は、EU、米国及びスイスと協同してインドネシア政府に対し懸念を伝達の上、TRIPS 協定の遵守の徹底を要望する等の働きかけを行ってきた。

その結果、2018 年 7 月 11 日に特許権の国内実施に関する大臣令が発付された。同大臣令によれば、インドネシア国内で発明を実施することができない特許権者に対しては、法務人権省に対して延期理由を添えて申請書を提出することにより、5 年間の猶予を求めることができ、その猶予期間の更新も可能であるとされた。また、2019 年 1 月 24 日に申請書の様式が公表された。

#### <最近の動き>

このような中、2020 年 2 月、インドネシア政府は、外国からの投資を促進するため、特許法を含む既存の様々な法制度を改正する雇用創出オムニバス法を国会に提出し、2020 年 11 月には、同法が大統領署名を経て施行された。この法では、特許法第 20 条を改正し、国内実施要件は残るものの、実施の態様として輸入及びライセンス供与も含める旨規定している。

改正後の特許法第 20 条では輸入を実施の態様として認める旨規定されているため、同法に基づく手続が確実に行われるのであれば、上記 TRIPS 協定第 27 条との整合性に係る問題は解消され得る。

しかしながら、特許法の改正後も、特許付与後 36 か月以内にインドネシアにおいて製品の製造、輸入、ライセンス供与等を行わない場合には、依然として権利取消や強制実施権

の対象になり得るところ、上記の大臣令に基づく申請を行うことにより確実に猶予が認められるのかは不透明である。そもそも、同大臣令は特許法の下位法令であるところ、仮に強制実施権の設定又は特許取消に係る訴訟が提起された場合には特許法の規定が優先され、同大臣令は無効であるとされるおそれもある。

今後とも、雇用創出オムニバス法に関する動向を注視し、必要な情報収集を行っていく必要がある。

## (4) 医薬品等の特許保護（既知の化合物の新規形態・用途）

### <措置の概要>

2016 年 8 月 28 日に施行された特許法改正により、第 4 条(f)において「既存の及び／又は既知の製品の新規用法」及び「既存の化合物の新たな形態であつて、有意な効能の改善が認められず、その化合物の既知の関連する化学構造との差異がないもの」については発明に該当しないとされ、特許による保護の対象から除外されている。

したがって、例えば、化合物自体が知られている場合には、①その化合物に新たな疾病治療の効能を見だし新規の医薬用途としての開発に成功した場合や、②新規な形態（新たな結晶構造等）を見だし、薬としての効能の向上が認められないとしても、医薬品にとって重要な効能以外の物性（保存安定性等）を有意に向上させた場合であったとしても、特許による保護が与えられない可能性があるため、製薬企業による研究開発への投資に対して十分なインセンティブが与えられず、イノベーションが阻害される懸念がある。

### <国際ルール上の問題点>

特許法第 4 条(f)は、化学物質や医薬品の技術分野に対してのみ、より厳しい特許性の判断基準を設けるものであるとして、技術分野による差別を禁じる TRIPS 協定第 27 条第 1 項に整合していない可能性がある。

### <最近の動き>

特許法第 4 条(f)の審査実務上の指針として、審査ガイドラインが起草されているところであり、2019 年中の公表が予定されていたが、2021 年 2 月時点では公表されておらず、近日中の公開が期待されている。

また、特許法第 4 条(f)について、我が国は、直近

に行われた対インドネシア TPR 審査（2020年）において、当該規定の文言解釈や TRIPS 協定第 27 条第 1 項との整合性に関し質問を行った。

今後も、公表後の審査ガイドラインの内容の確認や、TRIPS 協定等の国際ルールとの整合性の観点も含めて、特許法第 4 条(f)の運用状況について引き続き注視していく必要がある。

## （5）模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

### <現状>

インドネシアにおける模倣品の被害状況について、同国の模倣品対策団体等による調査によると、同国における経済損失は増加傾向にあり、2014 年で 65 兆 1,000 億インドネシア・ルピア（約 5,924 億円）と推定され、一部の製品（皮革製品・衣類・ソフトウェア・プリンタのインクカートリッジ）における模倣品が全体の商品に占める割合は 30%を超えると報告されている（※2018 年模対マニュアルより）。

このように知的財産権侵害が収束する兆しがみられない背景のひとつとして、侵害実態に対して不十分な取り締まり体制や、権利行使の実効性不足などが挙げられる。

### <懸念点>

知的財産に関して新興国・途上国に共通する重大な問題のひとつは、模倣品・海賊版等の不正商品の製造・流通による知的財産権侵害が多数発生していることと、これらの知的財産権侵害を除去するための権利行使の実効性が十分に確保されていないことである。

知的財産に関する実体規定を整え、制度を創設・整備することだけでは、権利が十分に保護されることにはならない。権利の十分な保護のためには、権利取得の面では、権利を付与・登録する機関の事務が適切かつ効率的に運営されること、侵害行為に対する権利行使の面では、司法手続による救済措置、税関による国境措置、刑事上の取締・制裁等により、効果的かつ迅速に権利侵害に対処できることが不可欠である。

TRIPS 協定では、相当部分がこれらの権利行使に関する規定に充てられ（第 41 条～第 61 条）、加盟国に対して、効果的かつ迅速な措置を可能とするように国内法制度を確保することを義務付けている（第 41 条）。

また、日インドネシア EPA においても、知的財産の十分にして、効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保し、知的財産の保護に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製への対処として知的財産権を行使するための措置をとることや（第 106 条）、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、国際的な基準に従い、知的財産権に関する自国の行政上の手続を改善するための適切な措置をとること（第 109 条）、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む）を促進するよう努めること（第 111 条）が義務づけられている。

このような規定に照らすと、効果的かつ迅速な権利行使が得られない場合には、これらの協定の義務に違反する可能性がある。

### <最近の動き>

インドネシア税関では権利侵害疑義物品の差止めを実施する規則整備が整ったとされているが、上記（1）水際の侵害差止め措置に記載のとおり問題も存在する。今後も引き続きインドネシア政府の効果的かつ迅速な権利行使に向けた取組を注視する必要がある。

## 4. マレーシア

### 内国民待遇

#### （1）自動車に関する内国税の適用に関する問題及び AP 制度に基づく輸入制限問題

マレーシアでは、特定の国内メーカーが製造する自動車を国民車として指定し、それ以外のメーカーがマレーシア内で製造する自動車との間で、物品税の賦課につき、差別的な取扱いがなされてきた。物品税制以外にもブミプトラ系企業を優遇する等の目的で非関税障壁を設けている。具体的には、輸入ライセンス（AP：Approved Permit と呼ばれる）が与えられる輸入業者については一定のマレー資本が入ったブミプトラ系企業とし、またマレーシア国内で自動車生産を行う企業による完成車輸

入に対して、輸入許可制度を通じて事実上輸入車の台数規制を実施している可能性がある。

詳細は、2016 年版不公正貿易報告書 94 頁参照。

## (2) 国産自動車部品の物品税免除制度

マレーシア政府は、2006 年 3 月にマレーシア工業開発庁 (MIDA) が発表した「第 9 次 5 か年計画」、「国家自動車政策 (NAP)」の下、産業連携プログラム (Industrial Linkage Program (ILP)) という物品税の割戻し制度を導入した。同制度は、完成車に占める国内調達部品等の国内付加価値の割合に応じて、物品税が割り戻しされる仕組みとなっており、国産自動車部品を一定の要件を満たしたサプライヤーから調達していることを条件としていた。エコカー (Energy Efficient Vehicle (EEV)) プログラムに焦点をおいた 2014 年 1 月の NAP の見直しにより、物品税の割戻し制度も改定され、物品税割戻しによる減税効果を特に享受しうることとなった。

詳細は、2016 年版不公正貿易報告書 95 頁参照。

## 数量制限

### (1) 丸太の輸出規制等

マレーシア半島部では、自国における木材の加工度を高めることを目的として、1985 年から指定された 27 樹種及び直径 12 インチ以上のすべての樹種について輸出を禁止している。サバ州では、1996 年 11 月から輸出の数量規制を行っていたが、2018 年 5 月からは丸太の輸出を禁止している。サラワク州では、1999 年から天然林由来の丸太生産量の一定割合 (2017 年 7 月からは 80%) を州内加工用とし、残りを輸出用とする輸出規制が実施されている。また、樹種に対する規制として 1980 年からラミン丸太を、1993 年からホロー・アラン・バトゥ丸太の輸出をそれぞれ禁止している。

#### <国際ルール上の問題点>

これらの輸出禁止・数量規制は、GATT 第 11 条に違反する可能性がある。

#### <最近の動き>

上記措置については、マルチ、バイなどの場を通じて、今後とも是正を働きかけていく。

## (2) 鋼板の輸入免税枠制度

マレーシアでは、電気亜鉛めっき (EG) 鋼板をはじめとする鉄鋼製品に総じて 50% の高い関税が課されていたが、2009 年にマレーシア国際貿易産業省 (MITI) 及びマレーシア工業開発庁 (MIDA、現マレーシア投資開発庁) は、国内調達が不可能な鋼板について、輸入者に一年間の期限を付した輸入免税枠を付与する制度を設けた。しかしながら、制度の手続きや国内製造の可否の判定基準が不透明であることに加え、国内調達の可能性判定にあたり国内鉄鋼メーカーの意見が優先的に採用され、免税申請が全量認められなかったり、審査や輸入免税枠取得に時間を要したりするなど、日本にとって不利益となるケースが見られた。これらの状況を踏まえ、これまで本免税制度の運用について政府間協議及び官民協議を数次実施し、両国間で共通認識を得るとともに、一定の運用の明確化が図られ、一部改善がなされた。制度の公平・公正な運用の観点から、輸入免税の判断基準の明確化や手続きの更なる迅速化など、引き続き注視する必要がある。

詳細は 2017 年版不公正貿易報告書 110 頁参照。

## 関税

### 関税構造

\*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

#### <措置の概要>

2019 年時点の非農産品の単純平均譲許税率は 14.9% であるが、電気機器 (最高 40%)、自動車用ゴム製タイヤ (40%)、衣類 (最高 30%) 等の高い譲許税率が存在する。また、2019 年時点の非農産品の譲許率は 81.9% である。非譲許品目は、トラクター (最高実行税率 30%)、自動車 (最高実行税率 30%) 等がある。2019 年時点の単

純平均実行税率は 5.3%であった。

### <懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという WTO 協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

### <最近の動き>

IT 製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012年5月から ITA 拡大交渉が開始され、2015年12月に妥結した。対象 201 品目の関税撤廃は 2016年7月から順次開始され、2024年1月には、全 201 品目の関税が 55 メンバーについて完全に撤廃されることになる（詳細は、第Ⅱ部第 5 章 2. (2) ITA (情報技術協定) 拡大交渉を参照)。マレーシアについては、2016年7月から対象品目の関税撤廃を開始した。例えば、高関税品目としては、新型半導体 (30%)、テレビ受信機 (30%)、ゲーム機 (30%) 等が挙げられる。これらを含む全対象品目について、関税が段階的に撤廃され、2023年には完全に撤廃されることになる。

また、2016年1月1日より、機械機器及び部品について、Order No. P.U. (A) 305/2015 で 7 品目 (HS8419、HS8421) の MFN 税率を、Order No. P.U. (A) 306/2015 で 14 品目 (HS8419、HS8421、HS8511) の ASEAN 物品貿易協定 (ATIGA) 税率を、削減・撤廃した。なお、2006年7月に日マレーシア EPA が発効されたことで、我が国から輸出するほぼ全ての鉱工業品の関税が 10 年以内に撤廃され、市場アクセスの改善が図られた。

新型コロナウイルスの影響では、2020年3月23日よりマスクを、同年3月30日より手指消毒剤の製造に用いられた未変性エチルアルコール及び変性エチルアルコールの輸入関税、売上税及び物品税を一時的に撤廃する措置を行った。

## 基準・認証制度

### 鉄鋼製品の強制規格

マレーシア政府は、2008年より鉄鋼製品に強制規格を導入し、対象品目をマレーシアに輸出するためには

適合性評価許可証 (COA) を取得する必要がある。また、マレーシア標準工業研究所 (SIRIM) 又は海外検査機関による年 1 回の工場監査により製品認証を受けるか、出荷毎に SIRIM 又は海外検査機関のサンプル検査を受ける必要がある。

マレーシア政府は、本適合性評価手続の政策目的を消費者の健康と安全の確保と説明している。しかしながら、これらの政策目的は、鉄鋼製品のような中間財への規制では達成することができず、むしろ最終製品の安全規制により達成されるべきものであると考えられる。したがって、本制度は、政策目的に照らして過剰な規制である疑義があり、TBT 協定第 5.1.2 条に違反する可能性がある。さらに、TBT 協定第 5.6.2 条において、「適合性評価手続案の技術的内容が関連する国際規格の技術的内容に適合していない場合において、当該適合性評価手続案が他の加盟国の貿易に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、」「当該適合性評価手続案の目的及び必要性に関する簡潔な記述と共に事務局を通じて他の加盟国に通報する」としているが、現時点までマレーシアは通報した事実がなく、この通報義務にも反している可能性がある。

本適合性評価手続については、過去の TBT 委員会の二国間会合等においても懸念を表明している。引き続き、本制度の運用を注視していく。

## サービス貿易

### 外資規制等

2020年版不公正貿易報告書 99-102 頁参照。

## 5. フィリピン

### 数量制限

### 未加工鉱石に対する輸出制限

2014年にフィリピン議会に提出された鉱業法改正法

案は、インドネシア新鉱業法と同様、未加工鉱石の国内製錬義務や未加工鉱石の輸出禁止等を課すものであり、協定整合性に疑念のある鉱石の輸出制限が拡散しつつあることが懸念されるため、我が国は、引き続きフィリピン議会の動向を注視しつつ、二国間協議等の場で国際ルールに則った対応を促していく。詳細は2017年版不公正貿易報告書118頁参照。

## 関 税

### 関税構造

\*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

#### <措置の概要>

2019年時点の非農産品の単純平均譲許税率は23.4%であり、特に、繊維製品（最高50%）、電気機器（最高50%）等、高い譲許税率が存在する。また、2019年時点の非農産品の譲許率は低く61.9%にとどまっており、非譲許品目としては自動車、時計等がある。

フィリピンは1980年から関税構造の改革を進め、一部の農水産品を除く実行税率を2004年までに5%に統一することを明らかにしていた。しかし、フィリピン政府は2003年、関税率の見直しを実施することを決定し、1,000品目以上の実行税率が引き上げられ、自動車（最高30%）、電気機器（最高30%）、一部の繊維製品（最高20%）等の高い実行税率が存在する。なお、2019年時点の非農産品の単純平均実行税率は5.5%であった。

#### <懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるというWTO協定の精神に照らし、上記のようなタリフピーク（第II部第5章1.(1)③参照）を解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許率が低いことや実行税率が譲許税率を下回って乖離していることは、WTO協定上問題はないが、当局による恣意的な実行税率操作を可能とするため、

予見可能性を高める観点から、非譲許品目が譲許されること、また、譲許税率が引き下げられることが望ましい。

#### <最近の動き>

IT製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012年5月からITA拡大交渉が開始され、2015年12月に妥結した。対象品目201品目の関税撤廃は2016年7月から順次開始され、2024年1月には、全201品目の関税が55メンバーについて完全に撤廃されることになる（詳細は、第II部第5章2.(2)ITA（情報技術協定）拡大交渉を参照）。フィリピンについては、2017年7月から対象品目の関税撤廃を開始した。例えば、高関税品目としては、新型半導体（50%）、録音・再生機器（50%）、スイッチ類（50%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目について、関税が段階的に撤廃され、2023年に完全に撤廃されることになる。

なお、2008年12月に日フィリピンEPAが発効したことで、我が国から輸出するほぼ全ての自動車、全ての自動車部品、電気電子製品及び同部品、一部の鉄鋼製品等の関税が段階的に撤廃され、市場アクセスの改善が図られた。

新型コロナウイルスの影響では、新型コロナウイルス感染症対策のため、以下の措置を行った。

- ① 健康機器及び消耗品（認定生産者及びサプライヤーによる医薬品、医療機器及び装置、個人用防護具、外科用機器及び消耗品、実験用機器及び試薬とその包装、医療用品、工具及び消耗品（アルコール、消毒液、温度計）、原材料、検査キット、並びに、資本設備、予備部品、付属品等のサプライチェーンで必要なその他の物品）の輸入関税の一時的な撤廃（2020年3月24日から5月23日まで）
- ② 2020年3月25日、全ての輸入製品に5%の追加関税を課すことを検討している旨発表。ただし、本件についてはその後実施する旨の発表は無く、未だに引き上げは行われていない。
- ③ 原油及び石油製品の輸入関税一時的に10%に引き上げ（2020年5月2日から11月1日まで）
- ④ ①の医療用消耗品に加えて、パーソナルコンピューター、ノートパソコン、タブレットその他学校での利用に適する機器の輸入関税の一時的な撤廃（2020年9月18日から12月19日まで）

## セーフガード

### 自動車に対するセーフガード措置

#### <措置の概要>

フィリピン政府は、2020年2月6日、自動車（乗用車及び小型商用車、一部高級車・特殊車両等を除く。）に対するセーフガード調査を開始し、2021年2月1日から200日間の暫定措置による課税（乗用車：1台あたり70,000ペソ、商用車：1台あたり110,000ペソ）を開始した。

#### <国際ルール上の問題点>

フィリピン政府は、あくまでWTO協定上のセーフガードと主張し通報している（セーフガード協定第6条に基づく暫定セーフガード）が、その対象品目は全てWTO非譲許であり、GATT上の「義務…の効果により」の要件を充足せず、GATT第19条第1項(a)違反となるか、あるいは、性質上WTO協定上のセーフガードとは認められない（最恵国待遇義務（GATT第1条）違反）可能性がある（インドネシア鉄鋼セーフガードDS490/496上級委報告。第II部第8章2.主要ケース（7）参照。）。

また、暫定セーフガード発動時点では「仮の決定」（セーフガード協定第6条）に留まるため証拠関係が開示されていないが、輸入の急増の有無、国内産業の損害の存否、因果関係の認定根拠等、各種発動要件適合性は疑わしい。また、各種特惠関税（ASEAN域内、日フィリピンEPA、AJCEP協定等）対象品が輸入増加の太宗を占める（主要輸出国：タイ、インドネシア、日本等）とすれば、セーフガード措置の発動要件である「予見されない発展」（GATT第19条第1項(a)）も満たさないことになる。

適法なWTO協定上のセーフガードと認められない場合、他に正当化根拠も見出しがたいため、日フィリピンEPA及びAJCEP協定など各種EPAにおける譲許違反（日フィリピンEPA第18条第1項及びAJCEP協定第16条第1項違反）や課徴金不賦課義務違反（日フィリピンEPA第18条第3項）となる可能性がある（この点は該当EPAのDS手続の問題となる。日フィリピンEPA、AJCEP協

定の概要は、第III部総論3.(2)参照。)

さらに、途上国例外（セーフガード協定第9条）による除外対象国の選定も不適切であると思われる。課税除外の対象に、輸入シェア3%以下等の要件を充足しないと思われる国も散見され、また、対象製品によっては今や卓越した国際競争力を有する加盟国の製品も含まれているからである。途上国の扱いや、途上国向けのこの種の特別かつ異なる待遇（S&D）については、WTO全体での途上国地位の議論と極力整合的に扱われるべきであろう。（途上国地位については、第II部第1章コラム参照。）

#### <最近の動き>

セーフガード調査開始後、我が国は政府意見書を提出し、セーフガード委員会の場で懸念を表明。また、2021年3月、補償協議（セーフガード協定第12条第3項）を実施。引き続き、日本製品への影響の軽減に向けてフィリピン政府への働きかけを行う。

## サービス貿易

### 外資規制等

\*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

#### <措置の概要>

フィリピンにおける投資規制は、原則承認、例外規制の方針となっており、外国投資が規制されている分野は、外国投資法（RA8179）により定められた外国投資ネガティブリストとして定期的に改訂されている。2018年10月、執筆時点で最新となる第11次外国投資ネガティブリスト（FINL: Foreign Investment Negative List）が公表された。

主なポイントは、

- －建設業が従前の20%から40%まで可能になった、
- －通信業が従前の20%から40%まで可能になった、

—小売業は不変だった。

日本企業の関心が高い小売業については、2018年11月、ドゥテルテ大統領が外資規制を解除するために迅速な対応をとるよう指示した項目の1つ（大統領通達第16号）であるが、今般の第11次外資規制リストでは規制緩和されなかった。この点、貿易産業大臣はまずは個別の法律（小売を規制している小売自由化法）を改正したいと述べている。

また、フィリピン下院は2018年12月、2000年小売自由化法の改正法案を承認。最低払込資本金を現行の250万ドルから20万ドルに引き下げるといったもの。なお、上院での審議スケジュールは執筆時点で未定。フィリピンにおけるその他の外資制限は<図表 I-2-2>のとおりである。

### <懸念点>

上記の様々な外資規制は、フィリピンのサービス協定上の約束に反しない限り WTO 協定違反となるものではないが、WTO 及び GATS の精神に照らして、自由化に向けた取組が望まれる。

### <最近の動き>

日フィリピン EPA 締結後に、商船企業によるフィリピン人技術者育成学校の開校の動きや、IT 分野でのコールセンター事業への参入等、我が国サービス業の進出が見られる。

2016年6月に発足したドゥテルテ政権は、政権運営の柱となる「主要社会経済政策10項目」の1つとして「外国資本に関する憲法規定の緩和など、競争力強化と規制緩和を行い、海外直接投資の呼び水とする」ことを掲げており、前述のとおり、2018年10月に第11次外国投資ネガティブリストが公表された。

我が国は、引き続き外資規制に関する法律改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話や EPA のフォローアップ会合等で、これら外資規制の緩和を促していく。

＜図表 I-2-2＞フィリピンにおける主な外資制限

分野	規制の概要
銀行	<p>銀行分野の外資規制は、従来、以下の 2 つの法律等により定められ、外国銀行による国内銀行への出資比率は 60%に制限されていたほか、支店を開設可能な外国銀行の数に上限が設定され、フィリピンに未進出の外国銀行が新たに支店を開設することは不可能となっていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国銀行自由化法 (Act Liberalizing the Entry and Scope of Operations of Foreign Banks in the Philippines) (1994 年 5 月成立)</li> <li>・2000 年一般銀行法 (General Banking Law of 2000) (2000 年 5 月成立)</li> </ul> <p>しかし、2014 年 7 月に外国銀行の国内市場参入認可に関する法律 (Act Allowing the Full Entry of Foreign Banks in the Philippines 共和国法第 10641 号) が成立した。これにより、フィリピン中央銀行の認可を条件として、以下の 3 つの形態による外銀の新規参入が認められることとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内銀行の買収 (外銀による 100 の出資。60%の出資比率上限の撤廃。)</li> <li>・新規現地法人の設立</li> <li>・支店の開設 (支店を開設可能な外国銀行数の上限撤廃)</li> </ul>
保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2001 年 12 月に発出された Department Order No. 31-01 (その後 2006 年の Department Order No. 19-06 及び No. 27-06 で一部改正) では、外資による出資比率に応じた最低資本金を課していたが、2012 年 6 月の省令により、外資による出資比率に拠らず一律となった (2013 年に法制化)。</li> <li>・再保険取引に関しては自動車保険の海外出再の禁止などが課せられている。</li> <li>・2016 年 8 月に共和国法 10881 号が成立し、ノンバンク (ファイナンス会社 (Financing companies)、貸金業者 (Lending companies)、証券引受会社 (Investment houses) 及び保険査定業者 (Insurance adjustment companies)) について、外資規制が撤廃された。それ以前は、ファイナンス会社については 60%、貸金業者及び証券引受会社については過半数未満 (49%)、保険査定業者については 40%という外資出資比率の上限が設けられていたが、これらの業種について外資 100%による進出が可能になった。</li> </ul>
建設	<p>外資による出資規制は、外国投資法によるネガティブリストに掲載されているものを除いて認められており、建設業 (工事会社) については、同リストに掲載されていないが、実際に建設業を行うためには、Constructors License Law (CLL 法) (RA 4566) で、貿易産業省 (Department of Trade and Industry) 管轄の、建設業を統括している建設産業庁 (Construction Industry Authority of the Philippines) の下部組織であるフィリピン建設業許可委員会 (Philippine Contractors Accreditation Board) から建設許可証を入手しなければならない。また、CLL 法の施行細則にて外資比率が 40%以下の企業については、国内企業と同等の通常許可 (Regular License) が与えられるが、40%を超える企業については、個別事業ごとに許可され、当該事業に限り有効な許可 (Special License) が与えられる。一方、フィリピン国内で資金供与を受ける公共工事 (国際入札案件を除く) に関しては、「第 11 次外国投資ネガティブリスト (2018 年 10 月発効)」に基づき、外資比率 25%以下に制限されている。</p>

## 6. ミャンマー

### サービス貿易

#### 外資規制等

2020 年版不公正貿易報告書 106 頁参照。